

鏡野町水道事業経営戦略

団 体 名 : 鏡野町

事 業 名 : 鏡野町水道事業

策 定 日 : 平成 30 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 30 ~ 39 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和 32 年 2 月 1 日	計画給水人口	13,496 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	法適(全部)	現在給水人口	12,423 人
		有収水量密度	163 千m ³ /ha

② 施設

水源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流 <input type="checkbox"/> 谷川, <input type="checkbox"/> 伏流 <input type="checkbox"/> 地下 <input type="checkbox"/> 受水, その他(複数選択可)		
施設数	浄水場設置数	18	管路延長
	配水池設置数	39	
施設能力	6,998	m ³ /日	施設利用率
			58.7 %
			導水管 6.6 千m
			送水管 19.8 千m
			配水管 294.6 千m

③ 料金

料金体系の概要・考えの方	平成17年3月に、旧鏡野町、旧奥津町、旧上齋原村、旧富村が合併し、新鏡野町が誕生しました。合併時、旧鏡野町内の3簡易水道は料金改定を行わず、その他旧3町村の3簡易水道については料金を統一しました。その後、平成20年度、平成23年度と段階的に料金改定を実施し、現在は2料金体系となっています。平成30年度に簡易水道事業を上水道事業と統合し、この経営戦略と平成30年度決算データを基に、消費税増税に合わせて平成32年4月に料金改定を実施し、料金統一を図る予定です。(別表参照)
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成 23 年 4 月 1 日

④ 組織

平成29年度現在、鏡野町上下水道課は、課長(1名)、課長補佐(2名)、技術職員(5名)、事務職員(4名)、水道整備員(3名)の計15名で業務を行っています。この内、水道係は、課長補佐(1名)、技術職員(2名)、事務職員(2名)、水道整備員(3名)の8名です。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

<p>平成20年度、平成23年度と段階的に料金改定を実施しました。簡易水道事業については、料金収入(注1)は平成19年度から比較すると約2倍の収入となっているため、企業債残高対給水収益比率が下がっており経営の改善に繋がっています(別紙「経営比較分析表」より)。</p> <p>平成24年度より一部の簡易水道において、施設管理を民間に委託していますが、大幅な人件費の削減までには至っていないのが現状です。その理由としては、簡易水道統合事業の最終段階で人員が必要な時期であり、現状では人員を減らすのが困難なため、効果が表れるのは統合後となる見込です。</p> <p>更に、維持管理費等の削減のため、施設・経営統合も平成18年度から随時実施しており、現在、10簡易水道から6簡易水道となっています。上水道事業については、経常収支比率は平成24年度以降100%を保持、給水原価も類似団体平均を下回っており、費用の抑制にも努めています。新たな借り入れも起こさず投資を平準化し、計画的に更新工事を行ってきたため、健全性を示す経常収支比率、流動比率、企業債残高対給水収益比率(注2)も類似団体平均を上回っており、健全な経営を維持できています。</p> <p>(注1)料金収入…平成19年度 37,499千円、平成20年度 50,543千円、平成23年度 76,972千円 (注2)企業債残高対給水収益比率…給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標</p>

*1「広域化」とは、①事業統合、②経営の一体化、③管理の一体化、④施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。
①経営主体も事業も一つに統合された形態、②経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、③維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、④浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

平成27年度実績で公表している経営比較分析表は別紙のとおりです。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

本町が平成27年度に作成した「鏡野町人口ビジョン」の人口推移(国立社会保障・人口問題研究所によるパターン)により、行政区域内人口は2010年が13,580人、2040年が9,569人となり、2010年に比べ2040年の行政区域内人口は70%程度の人口になります。これを基に、人口増減率を算定した結果、1年間に1.2%減少することになります。

このことより、平成29年度末給水人口12,337人(見込)に対し、平成30年度末給水人口は12,193人(見込)になります。今後も上記により給水人口は減少していくと予測されます。

一方、核家族化の進行により都市部では世帯数が増加しており、平成24年度の世帯数が3,329戸だったのに対し、平成28年度には3,425戸となっています。

これを基に、戸数増減率を算定した結果、1年間に0.7%増加することとなります。しかしながら、平成30年度に統合する簡易水道事業の給水区域で過疎化が進み、世帯数は平成31年度をピークに減少を続けると予測されます。

(2) 水需要の予測

上水道・簡易水道事業とも、年間有収水量(過去5年間実績)は、ほぼ変動はなく平成28年度の年間有収水量は上水道・簡易水道事業の合計1,362,497㎡となっています。しかし、今後は町民の節水意識の高まりや節水器具の普及及び行政区域内人口の減少に伴う給水人口の減少が予測され、水需要の減少傾向が続くものと見込んでいます。

(3) 料金収入の見通し

平成23年度に実施した料金改定後の料金収入については、多少の減少はあるものの、ほぼ変動はなく平成28年度の料金収入は上水道・簡易水道事業の合計275,490千円となっています。今後、給水人口や水需要が減少し、料金収入についても減少が予測され、平成39年度の料金収入は226,706千円となることが予測(注2)されます。

また、上水道部分の経営収支比率は平成24年度以降100%を維持しており類似団体平均も上回っていますが、簡易水道部分の収益的収支比率(注1)は、66.6%となっており、全国平均の75.5%を下回っているため、統合後は料金改定による経営改善を検討したいと考えています。

(注1) 収益的収支比率…給水収益や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた額をどの程度賄えているかを表す指標

(注2) 給水収益の予測式: 世帯数 × 基本料金 + 超過水量 × 超過料金

(4) 施設の見通し

施設利用率については、上水道エリアでは63.7%と全国平均を上回っていますが、簡易水道エリアでは特に給水人口の減少等から48.5%となっており、全国平均の57.6%を下回っているため、施設利用率の向上策として施設統合を実施し効率的な施設の利用を目指しています。

これに伴い、老朽管の更新事業も進めて行く計画ですが、法定耐用年数で更新するのは財政的に非現実的であるため、更新年数を法定耐用年数 × 1.5倍(注1)に設定するとともに優先順位を決めて、更新計画を平準化する計画としています。

なお、現有管路のうち経年劣化資産(注2)は4.4%、老朽化資産(注3)は3.6%となっており、仮に2050年度まで更新事業を行わない場合には老朽管路は80.1%に達するため、更新事業を進める必要があります。

(注1) 「鏡野町水道事業総合整備計画」で定めた1.5倍を採用(実使用年数で設定)

(注2) 経年劣化資産…法定耐用年数の1.0~1.5倍の資産

(注3) 老朽化資産…法定耐用年数の1.5倍を越えた資産

(5) 組織の見通し

上下水道課は水道事業とともに下水道事業を経営しています。平成30年度からは、簡易水道事業と同様に下水道事業も地方公営企業法の適用を行うため、2つの公営企業の運営を行っていくことになります。このことから、上下水道課一体となって事業の能率的な経営と公共性及び企業性の発揮に努め、目標管理を徹底し、経営能力の向上を目指していきます。

3. 経営の基本方針

水道事業の安全性、信頼性及び安定性のある事業を継続的に行い、町民へ安心・安全な水を安定的に供給することを目的とします。
また、一般会計からの繰入金に依存しない会計を目指し、維持管理費等の削減及び料金改定により、一般会計繰入金への依存低下を目指します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	
	平成30年度以降の10年間については、耐震性のない管路や老朽管路の更新を行い、耐震適合性を概ね100%にすることを目標とすると共に、上記2. (4)に記載した管路更新計画に沿った投資を行う予定です。

今後は老朽管の更新事業を進めて行く計画ですが、法定耐用年数で更新するのは財政的に非現実的であるため、更新年数を法定耐用年数×1.5倍に設定するとともに優先順位を決めて、更新投資の平準化を図ります。
施設の新設、更新に際しては、将来の給水人口等を見据えた規模を意識し、過大なものにならないよう精査していきます。
また、従来からの遊休施設や統合によって非稼働となる施設の廃止を段階的に進め、減価償却費や維持管理費の削減を図ります。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	
	平成30年度以降の10年間については、予定されている消費税の改正に合わせ料金改定を実施し、料金収入の維持・増加を目指します。 また、国庫補助金等の対象になるものはこれを見込み、企業債の発行は行いません。

料金収入については平成32年度以降10%増の予定で算定しています。(基本料金2,200円/月、超過料金220円/m³)
また、平成30年度以降発生する建設改良事業の財源は、国庫補助金、企業債及び一般会計からの繰入金、自己財源とし、企業債を発行しなくても賸えるよう運用し、これらへの依存低下を目指します。
今後の見通しについては、簡易水道統合に合わせて統一した適格な基本料金を算出するため、平成30年度決算及び平成31年秋の消費税改正(8%→10%)を見込み、平成32年度の実施に向け議会と十分協議した上で決定することとしています。ただ今回の計画上の数値については、消費税の増税及び給水人口の減少の現実を踏まえ、10%増の額で試算をするものです。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

人件費については、収益的支出に7名分を計上しています。資本的支出に計上していない理由としては、今後大規模な事業の予定がなく、起債の事務費も減少するためです。また、新たな起債を発行しないため、支払利息は年々減少していきます。
統合後は、業務の効率化と民間委託を検討し、トータルコストを削減していきます。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	トータルコストの削減を目指し、料金関係業務・維持管理業務(一部実施中)の民間業者委託を検討します。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	簡易水道統合事業により施設・設備の廃止・統合を実施中です。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	簡易水道統合事業により施設・設備の合理化を実施中です。
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	更新年数を法定耐用年数×1.5倍に設定するとともに優先順位を決めて、更新計画を平準化していきます。
広域化	県が主導する広域連携推進検討会に参加し検討中です。
その他の取組	現時点では特にありません。

② 財源について検討状況等

料 金	投資の合理化や効率化を進めても、なお不足する財源を確保するために、料金改定を検討します。
企 業 債	投資の合理化や効率化を進め、不足部分については料金改定や繰入金による増収で補填し、企業債は発行しません。
繰 入 金	経営状況を見極めながら料金改定を行いますが、財政係等と協議を行い経営持続可能な繰入を検討します。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	国債・都道府県債や民間債券を積極的に運用し、営業外収益(受取利息及び配当金)の増加を図ります。
その他の取組	現時点では特にありません。

*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

③ 投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	料金関係業務・維持管理業務(一部実施中)の民間業者委託を検討します。
修 繕 費	軽微な修繕については、直営にて修繕を行い修繕費の削減を検討します。
動 力 費	各施設の電気使用量を整理し、不要な施設については廃止等を実施しコスト削減を検討します。
職 員 給 与 費	料金関係業務・維持管理業務の民間業者委託(一部実施中)によりコスト削減を検討します。
その他の取組	現時点では特にありません。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	収益的収入の大部分を占める料金収入は、現時点での予測であるため、料金改定後は実際の金額で見直しを実施する必要があります。 また資本的収支についても、固定資産の取得や除却による変動が大きくなった場合、それに伴う維持管理費、補助金等収入、減価償却費等を総合的に判断し、見直す必要があります。 経営戦略の推進のため、毎年度目標指標の達成状況を把握することで進捗管理を行います。また、5年に一回程度経営戦略における投資・財政計画と実績との乖離及びその原因を分析し、その結果を経営戦略等に反映させる「計画(Plan)-実施(Do)検証(Check)-見直し(Action)」を導入し、経営戦略の見直しを行います。
-------------------------	---

水道料金改定計画

区 分	合 併 時			平成20年4月			平成23年4月		
	基本料金		超過料金	基本料金		超過料金	基本料金		超過料金
	基本水量	料金	1m当り	基本水量	料金	1m当り	基本水量	料金	1m当り
上水旧鏡野町	10mまで	1,900	210	10mまで	1,900	210	10mまで	2,000	210
香北旧鏡野町	10mまで	2,400	240	10mまで	2,400	240	10mまで	2,400	240
中谷旧鏡野町	10mまで	2,400	240	10mまで	2,400	240	10mまで	2,400	240
香々旧鏡野町	0	500	60	10mまで	1,500	60	10mまで	2,000	200
奥津旧奥津町	10mまで	1,050	52	10mまで	1,500	100	10mまで	2,000	200
上齋旧上齋原村	10mまで	1,050	52	10mまで	1,500	100	10mまで	2,000	200
富簡旧富村	10mまで	1,050	52	10mまで	1,500	100	10mまで	2,000	200

区 分	平成32年4月予定		
	基本料金		超過料金
	基本水量	料金	1m当り
旧鏡野町・上水道	10mまで	統一料金	統一料金
旧鏡野町・香北簡易水道			
旧鏡野町・中谷簡易水道			
旧鏡野町・香々美簡易水道			
旧奥津町・奥津簡易水道			
旧上齋原村・上齋原簡易水道			
旧富村・富簡易水道			